

地方からの提案個票

<各府省第1次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
23	地震防災緊急事業五箇年計画について他計画での代替を可能とすること並びに計画策定手続及び進捗管理の簡素化	1
62	市町村における学校教育情報化推進計画の廃止及び計画策定を財政措置の前提条件としないこと	5
21	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止	7
16	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止	9
10	指定介護予防支援事業者の指定対象の拡充に関する見直し	13
12	中山間地域等における訪問介護労働者の移動時間等に係る介護報酬等の見直し	15
11	国民健康保険及び後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費の支給申請手続きの見直し	17
13	生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届出を不要とする見直し	22
8	公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと	24
7	認定こども園に係る認可・認定の事前協議廃止及び保育関係施設・事業の変更届出事項を条例等の規定で可能とすること等	27
9	放課後児童支援員の資格及び員数に係る従うべき基準の見直し	32

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

6

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

地震防災緊急事業五箇年計画を他計画での代替を可能とすること

提案団体

鳥取県、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地震防災緊急事業五箇年計画を他計画で代替可能とする。

具体的な支障事例

国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画と目的、趣旨が類似しており、重複性が高く、地方が予定する事業について、計画間の仕分け、住み分けなどを余計に調整する必要が生じている。個別事業についても国土強靱化地域計画に記載を行うようになったことから、地震防災対策特別措置法第四条に規定する「地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等」含め、本計画は国土強靱化地域計画で代替可能としても支障が無いと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

地震防災対策特別措置法(平成7法第111号)第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、千葉市、浜松市、高知県、福岡県、熊本市、大分県

—

各府省からの第1次回答

地震防災対策特別措置法(以下「地防法」)では、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項について、地震防災緊急事業五箇年計画(以下「五箇年計画」)を都道府県知事が定めることができる。また、提案に示されている国土強靱化地域計画(以下「地域計画」)は、国土強靱化に係る指針等について、都道府県又は市町村が定めることができるものとされている。地防法では、五箇年計画に基づき地方公共団体が実施する事業に要する経費について、同法第5条により、国は特別の配慮をすることが求められている。また同法第4条において別表第一に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合について特例が定められているため、都道府県知事は、五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に

協議し、その同意を得なければならないとされている(同法第2条第3項)。一方で、地域計画には、作成にあたり、内閣総理大臣との協議を行う規定はない。
そのため、国との協議を必要としない地域計画をもってして、五箇年計画と見なすことは出来ず、代替可能とすることは困難である。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

170

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続及び進捗管理の簡素化

提案団体

全国知事会、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

整備に係る緊急性の判断は地域の事情を把握している都道府県が行うことが望ましいため、補助率の嵩上げ対象事業であるか否かを問わず、国との下調整・協議及び国による同意を不要とすること。

計画に記載した全個別事業の進捗管理を簡素化すること。

(例1) 事業量ベースの進捗管理は中止し、事業費ベースのみとする

(例2) 入札・設計変更等による増減額の記載をやめ、計画事業費と実施事業費のみの比較とする

具体的な支障事例

【現状】

都道府県知事は、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等(県単独事業も含む)について、5箇年間の計画を作成することができる(任意)。

緊急的に整備すべき施設等を本計画に記載することで、対象事業(福祉施設・学校整備等に限る)の一部で補助率の嵩上げが認められる場合がある。

都道府県知事は、当該計画を作成しようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

【支障】

計画策定にあたり、計画に記載する全事業(補助率の嵩上げ対象外の事業も含む)について、個別省庁との下調整→内閣府と事前協議→内閣府と正式協議→同意の手順が求められ、労力を要している。

計画に記載した全個別事業について、毎年度国による詳細な進捗管理(入札・設計変更による増減額等)が求められ、県・市町ともに回答作成に係る業務負担が大きい。

加えて、実際に補助率の嵩上げが認められるかは計画策定後の個別協議に委ねられるため、計画の作成及び事業の記載が、必ずしも嵩上げには直結していない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定時の協議プロセスを簡素化することで計画策定に伴う地方公共団体の負担が軽減されるとともに、計画の進捗管理に伴う負担軽減が図られる。

根拠法令等

地震防災対策特別措置法第2条、地震防災緊急事業五箇年計画作成要領、令和3年10月14日付け府政防第1046号内閣府通知「第5次地震防災緊急事業五箇年計画に係る事業の進捗状況等について」(令和3年度の場合)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、千葉市、浜松市、徳島県、高知県、福岡県、熊本市、大分県、宮崎県

○当府においても、計画における、市町村への変更内容の確認→個別省庁との下調整→内閣府との事前協議→全市町村の同意確認→内閣府と正式協議→内閣府同意の手順が求められ、労力を要している。
 また、進捗管理についても、全個別事業について、毎年度国による詳細な進捗管理（入札・設計変更による増減額等）が求められ、市町村ともに回答作成にかかる業務負担が大きい。
 ○五箇年計画の策定・変更にあたり、県内市町村、消防等への照会や庁内での調整に加え、その後の各省庁との調整、内閣府への協議・同意等の業務があり、多大な時間、労力を必要とする。しかし、それらの業務が補助金の嵩上げに寄与するケースは少なく、費用対効果が低いと考えられるため、事務の簡素化や他計画での代替等が必要であると考えます。
 ○国による詳細な進捗状況調査への回答作成に係る業務負担が大きい。加えて、計画の作成及び事業の記載が、必ずしも嵩上げには直結していない。

各府省からの第1次回答

地震防災対策特別措置法は、全国各地にわたる地震防災のための施設等の整備推進を目的の一つとしており、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」）に基づき地方公共団体が実施する事業に要する経費について、主務大臣の定める基準等に適合するものに限り、それに要する経費の一定割合を国が負担することとしている（同法第4条）。

こうした経費を国が負担するに当たり、五箇年計画について国の同意手続を設け（同法第2条第3項）、これにより補助率かさ上げ等の前提となる主務大臣の定める基準等への適合を確認しているものであり、国との協議及び国による同意の廃止は困難である。

また、国（関係省庁）との下調整等の事前協議プロセスについては、正式協議時に、例えば、主務大臣基準等を満たさないことによる不同意といったことが生じないように、手続きの円滑化を図っているものである。

具体的には、まず、下調整において、五箇年計画に計上しようとする事業について、主務大臣基準への適合の確認、補助事業利用の妥当性の確認等の実質的調整を行っており、その後に行う事前協議において、下調整結果の反映漏れといった形式的な確認を行っているものであり、仮に、下調整・事前協議を不要とした場合、主務大臣基準への適合の確認、補助事業利用の妥当性の確認・調整作業を正式協議の中で行わざるを得なくなり、かえって地方公共団体の負担が増大しかねない。

一方で、計画策定に係る事務負担軽減については、提案内容を踏まえ、例えば、下調整の簡素化などについて、関係省庁と調整の上、検討を進めてまいりたい。

加えて、計画の進捗状況の調査についても、提案内容を踏まえ、例えば、調査項目の精査を行うなど、進捗状況の把握に係る事務負担の軽減について検討を進めてまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

268

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと

具体的な支障事例

学校教育の情報化の推進に関する法律において、学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を市町村が定めるよう努めることとされている。

しかし、国の教育振興基本計画は、教育全体の政策目標のうちの一つとして「ICT 利活用のための基盤の整備」(目標 17)を定めており、この計画を参酌して定めることとされている地方公共団体の計画(第3期当市教育振興基本計画等)と、目的及び内容が重複するため、計画の見直し等において非効率である。

また、GIGA スクール構想(令和元年度補正予算、令和2年度1次補正予算)により、全国一律に、児童生徒の端末、校内 LAN 等の整備が進んでおり、計画策定の意義がなくなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が解消され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年6月28日法律第47号)第8条、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)第17条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、相模原市、豊橋市、高槻市、広島市、山陽小野田市、熊本市

○学校教育情報化推進計画の策定における負担等を考慮し、内容の整合性を確認した上で、既に策定済みの計画や指針等に置き換えることを許可いただきたい。計画策定と財政措置の関係については意見なし。

○同様な計画の策定を複数求められることが非効率で自治体の負担となることは事実であるため、改善が必要と考える。国の学校教育情報化推進計画(案)を見る限り、具体的な数値目標等がなく抽象的な内容となっており、自治体において参酌して計画を策定することに困難を伴う。むしろ教育振興基本計画の目標17(及びそれらに基づいた5か年計画等)の方が、具体的な数値を示しており、自治体としては参酌して計画を立てやすいのが実情である。国において学校教育情報化推進計画の策定スタートを機に、例えば、教育振興基本計画における

情報化の推進に係る部分を(学校情報化推進計画の抜粋扱いにする等により)シンプルにし、学校情報化推進計画の内容を数値目標を盛り込む等により具体化する等し、自治体において教育振興基本計画の情報化の推進に係る部分の負担を軽減し、学校情報化推進計画策定に注力できる形としてはどうか。

各府省からの第1次回答

御指摘の学校教育情報化推進計画は、「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年法律第47号)で国に策定が義務付けられているものである。同法は議員立法で成立した法律であり、文部科学省としてはまずその趣旨を踏まえ法律の施行状況等を把握する立場にある。

また、学校情報化推進計画は、ハード整備に限らず、学校教育の情報化の推進に関する施策について総合的に定めるものであることから、「GIGA スクール構想(令和元年度補正予算、令和2年度1次補正予算)により、全国一律に、児童生徒の端末、校内 LAN 等の整備が進んでおり、計画策定の意義がなくなっている。」とのご指摘は当たらないと考えている。

このため、「学校情報化推進計画を廃止すべき」との神戸市のご提案を受け止めることはできないが、現行の規定はあくまで努力義務であり、全ての自治体に対して計画策定を義務づけるものではないので、ご理解を賜りたい。

また、各自治体における教育振興基本計画等の他の計画をもって都道府県等学校教育情報化推進計画に代えることは可能と考えている。この点については、国の計画を策定する際、通知等によりその旨周知することとした。

また、当該計画の策定を財政措置の要件とすることは考えていない。

国の学校情報化推進計画の内容については、専門家会議やパブリックコメント等の御意見も踏まえつつ、教育振興基本計画との関係を含めて検討してまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省、国土交通省 第1次回答

管理番号

4

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止

提案団体

鳥取県、兵庫県、全国知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画を廃止する。

具体的な支障事例

建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組に地域的差異は少なく、国においても基本計画が定められる中、都道府県も計画を策定することに疑問を抱いており、都道府県計画の策定の必要性は少ないと感じている。

また、都道府県計画の策定後は、厚労省都道府県労働局、国交省地方整備局、都道府県、建設業者団体等による推進体制を整備し、各地方レベルで実効性ある施策を遂行することが求められており、当県もこれら関係者による協議会を設置している。

一方、建設関係者が連携して安全に関する取組の促進を図る会議体として、当県労働局が「建設工事関係者労働災害防止連絡会議」(構成員は上記協議会とほぼ同じ。)を既に設置しており、国の基本計画の下、この既存体制の中で施策の推進を図る方が、効率的かつ効果的であると考えられる。同旨は当県労働局に提案を行ったが、結果的に国と協調した取組を進めることはできなかった(各都道府県においても同様の会議体が設けられていると考えられる。)

今後も、上記の都道府県労働局の会議体と重複した取組として、都道府県計画の進捗管理や見直し、協議会運営などの取組を行うこととなれば、都道府県、関係機関、業界全体において一定の人的負担が生じると予想される。

※当県では、都道府県計画の策定を踏まえ、上記協議会の開催、建設工事の安全衛生に関する情報提供・普及啓発、県民や一人親方への啓発等の取組を行っている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

【厚生労働省】

建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組の実施に当たっての方法等については、それぞれの都道府県の工事の種類や規模などにより異なるため、地域の実情に応じた都道府県計画を策定することを努力義務として課しているものとする。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律は、全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、超党派の議員の発議により全会一致で成立したものである。都道府県計画の策定については、法律に基づいて国が策定した基本計画に基づき、都道府県がその実情に合わせて策定に努めるべきであると国会の審議を経て決定されたものであり、計画自体を廃止することは困難であるが、努力義務であり、都道府県の判断で策定していない県もある。

一方、「具体的な支障事例」で言及されていた都道府県労働局主催の会議と、都道府県計画に係る協議会を同時に開催することを妨げるものではなく、今後都道府県労働局に対して配慮するよう指示を出すこととする。

【国土交通省】

建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組の実施に当たっての方法等については、それぞれの都道府県の工事の種類や規模などにより異なるため、地域の実情に応じた都道府県計画を策定することを努力義務として課しているものとする。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律は、全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、超党派の議員の発議により全会一致で成立したものである。都道府県計画の策定については、法律に基づいて国が策定した基本計画に基づき、都道府県がその実情に合わせて策定に努めるべきであると国会の審議を経て決定されたものであり、計画自体を廃止することは困難であるが、努力義務であり、都道府県の判断で策定していない県もある。

なお、「具体的な支障事例」で言及されていた都道府県労働局主催の会議については、都道府県計画に係る協議会と同時に開催することを妨げるものではないと厚生労働省から伺っており、国土交通省としても引き続き必要な協力を実施していく。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

27

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止

提案団体

長崎県、宮城県、福島県、新潟県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法(以下、法という。)及び同施行規則を以下の通り改正することを求める。

法第6条第1項に、次のただし書を追記すること。「ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」

施行規則に、次の条文を追記すること。「法第6条第1項ただし書の経済産業省令で定める変更は、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更とする。」

具体的な支障事例

【現行制度について】

店舗面積が基準面積を超える大規模小売店舗の立地に当たっては、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条の規定により、店舗の名称及び所在地、設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名等について、都道府県に届け出なければならないこととされており、同法第6条第1項の規定により、届出事項に変更がある場合についても同様とされている。当該届出があったときは、都道府県は、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定により、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所について公告するとともに縦覧に供することとされているほか、同法第8条の規定により、立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取並びに意見概要の公告等を行うこととされている。

【支障事例】

店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、複数店舗を展開している法人の場合、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出が必要となり、届出者及び行政側の事務処理の負担が大きくなっている。同法第6条第1項の法解説によれば、設置者等に関する基本的な情報の変更については、都道府県としてもその事実を了知しておく必要があるとされているが代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは、軽微な事項と考えられる。また、昨今のインターネット等の普及により容易に把握することが可能であるため、届出の都度公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが目的に比して過度な負担となっている。

【支障の解決策】

大規模小売店舗立地法及び同施行規則の改正を行い、法人代表者の氏名変更を同法第6条第1項の届出事項から除外する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当該改正が行われることで、事務の省力化が図られ、全国規模で届出者、行政双方の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

大規模小売店舗立地法第6条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森県、花巻市、小山市、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、長野県、可児市、愛知県、堺市、兵庫県、岡山県、高知県、福岡県、熊本市、宮崎県、延岡市

○大規模小売店舗立地法第6条における店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、店舗毎に変更後速やかに届出することとなっている。当県においては、近年、同法第5条第1項に基づく新設の届出が増加傾向にあり、変更があった場合には、今後さらに同法第6条に基づく変更の届出が増加するものと考えられるため、除外することにより行政の負担軽減に繋がると考えられる。

○複数店舗を展開している法人の代表者の変更する場合は、既に届け出ている全ての店舗分について変更の届け出が必要となる。代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは軽微な事項と考えられるが、届け出の都度、公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが関連する全ての店舗分発生するため、届け出者にとっても、行政側にとっても、過度な事務の負担となっている。

○複数店舗を展開している法人の代表者氏名の変更について、代表者の変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出を処理する必要があり、当県においても事務処理の負担が大きい。

○大規模小売店舗立地法第6条第1項では、店舗設置者及び小売業者の法人代表者氏名の変更を届出事項として定めているが、これらは、変更があったことを把握できていれば事足りる事項であり、法の解説においても「変更後遅滞なく報告がなされれば足りる」としている。それに対して変更届出の手続きは、代表者の変更が生じる都度届出を出さなければならず、複数店舗を構える法人に至っては手続が多大となり、第6条第1項の目的に比して手続が過度な負担となるものである。そのため、法人代表者の氏名変更に係る届出を廃止することで、届出者及び行政側双方の手続き業務の負担を軽減することが可能となる。

○当県においても同様に設置者又は小売業者の代表者変更に伴う届出を毎年50件ほど受理している。代表者氏名の変更が、地域住民の生活環境に支障をきたす恐れはないと思料するため、法の趣旨を鑑みても届出を廃止することによる特段の影響は生じないとする。

○複数店舗を展開する法人の代表者変更の件数が近年大幅に増加し事務負担が大きくなっている。特に、設置者ではない複数店舗を展開する小売店の代表者変更については、周辺地域の生活環境との関連性は薄いとされる。また、届出受理後公告・縦覧手続きをとり、立地市町村への通知、意見聴取を行っているが、意見が提出されたことはなく、問い合わせがあったこともない。

各府省からの第1次回答

今回、変更時の届出の廃止が検討されている法第5条第1項第2号に規定する大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表の氏名（以下「代表者氏名」という。）は、法や指針で求める対応について責任を持つ者に関する基本的な事項であり、都道府県等の法執行上重要な事項である。すなわち、同項第6号では施設の運営方法に関する事項が届出の対象となっているが、具体的には開店時刻及び閉店時刻など小売業を行う者に関する事項も含まれており、その確認等に当たっては代表者氏名を都道府県等が活用することなども想定されている。従って、引き続き届出を求めることとしたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

86

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止

提案団体

宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、柴田町、山形県、福島県、新潟県、広島県、長崎県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法(以下、法という。)及び同施行規則を以下の通り改正することを求める。

法第6条第1項に、次のただし書を追記すること。「ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」

施行規則に、次の条文を追記すること。「法第6条第1項ただし書の経済産業省令で定める変更は、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更とする。」

具体的な支障事例

【現行制度について】

店舗面積が基準面積を超える大規模小売店舗の立地に当たっては、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条の規定により、店舗の名称及び所在地、設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名等について、都道府県に届け出なければならないこととされており、同法第6条第1項の規定により、届出事項に変更がある場合についても同様とされている。当該届出があったときは、都道府県は、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定により、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所について公告するとともに縦覧に供することとされているほか、同法第8条の規定により、立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取並びに意見概要の公告等を行うこととされている。

【支障事例】

店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、複数店舗を展開している法人の場合、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出が必要となり、届出者及び行政側の事務処理の負担が大きくなっている。同法第6条第1項の法解説によれば、設置者等に関する基本的な情報の変更については、都道府県としてもその事実を了知しておく必要があるとされているが代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは、軽微な事項と考えられる。また、昨今のインターネット等の普及により容易に把握することが可能であるため、届出の都度公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが目的に比して過度な負担となっている。

【支障の解決策】

大規模小売店舗立地法及び同施行規則の改正を行い、法人代表者の氏名変更を同法第6条第1項の届出事項から除外する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当該改正が行われることで、事務の省力化が図られ、全国規模で届出者、行政双方の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

大規模小売店舗立地法第6条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森県、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、長野県、可児市、浜松市、愛知県、豊橋市、堺市、兵庫県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県、延岡市
--

○複数店舗を展開している法人の代表者が変更する場合は、既に届け出ている全ての店舗分について変更の届け出が必要となる。代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは軽微な事項と考えられるが、届け出の都度、公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが関連する全ての店舗分発生するため、届け出者と行政双方に過度な事務の負担となっている。

○複数店舗を展開している法人の代表者氏名の変更について、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出を処理する必要がある、当県においても事務処理の負担が大きい。

○大規模小売店舗立地法第6条第1項では、店舗設置者及び小売業者の法人代表者氏名の変更を届出事項として定めているが、これらは、変更があったことを把握できていれば事足りる事項であり、法の解説においても「変更後遅滞なく報告がなされれば足りる」としている。それに対して変更届出の手続きは、代表者の変更が生じる都度届出を出さなければならず、複数店舗を構える法人に至っては手続きが多大となり、第6条第1項の目的に比して手続きが過度な負担となるものである。そのため、法人代表者の氏名変更に係る届出を廃止することで、届出者及び行政側双方の手続き業務の負担を軽減することが可能となる。

○当県においても同様に設置者又は小売業者の代表者変更に伴う届出を毎年50件ほど受理している。代表者氏名の変更が、地域住民の生活環境に支障をきたす恐れはないと思料するため、法の趣旨を鑑みても届出を廃止することによる特段の影響は生じないと考える。

○複数店舗を展開する法人の代表者変更の件数が近年大幅に増加し事務負担が大きくなっている。特に、設置者ではない複数店舗を展開する小売店の代表者変更については、周辺地域の生活環境との関連性は薄いと考えられる。また、届出受理後公告・縦覧手続きをとり、立地市町村への通知、意見聴取を行っているが、意見が提出されたことはなく、問い合わせがあったこともない。

各府省からの第1次回答

今回、変更時の届出の廃止が検討されている法第5条第1項第2号に規定する大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表の氏名（以下「代表者氏名」という。）は、法や指針で求める対応について責任を持つ者に関する基本的な事項であり、都道府県等の法執行上重要な事項である。すなわち、同項第6号では施設の運営方法に関する事項が届出の対象となっているが、具体的には開店時刻及び閉店時刻など小売業を行う者に関する事項も含まれており、その確認等に当たっては代表者氏名を都道府県等が活用することなども想定されている。従って、引き続き届出を求めることとしたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

1

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護予防支援に係る民間法人の参入

提案団体

さいたま市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

居宅要支援者に対し介護予防サービス計画を作成する介護予防支援については、その指定を受けることができる事業者が地域包括支援センターに限られている。近年の要支援者の急増に伴い、地域包括支援センターの業務量を圧迫しているため、他のサービスと同様に広く民間法人の参入が可能となる措置を求める。

具体的な支障事例

現行制度においても、指定介護予防支援事業者はその業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。しかし、①委託に関する事務負担が追加されること、②介護報酬の範囲内で委託料を支払うため収入が低いことなどから、委託者及び受託者双方に負担が存在する。この結果、指定介護予防支援事業者から見れば、受託先の指定居宅介護支援事業者が見つからない状況が起こっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域包括支援センターの業務は総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務など多岐にわたるが、後期高齢者が急増する中、その負担が増加している。介護予防支援業務について居宅介護支援事業者を活用することができれば、地域包括支援センターの運営が円滑となる。多くの指定居宅介護支援事業者は既に介護予防サービス計画の業務に携わっており、また、市町村が指定権者であり指導権限を持つことから、介護予防支援の質の確保には問題がないと考えている。

根拠法令等

介護保険法第115条の22第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、仙台市、春日部市、入間市、富士見市、江戸川区、三鷹市、相模原市、平塚市、海老名市、浜松市、草津市、大阪市、高松市、熊本市、大分県、沖縄県

○地域包括支援センター職員の業務負担が多く、人員不足の状態がある。
○予防の対象者が増えているが、委託を受けてくれる事業所が減ってきているため支障が生じている。
○当市も、提案団体と同様、委託可能な居宅介護支援事業所が見つからないといった支障事例がある。委託先を見つけるために時間を割かなければならず、本来業務である地域支援事業に時間がかけられない状況である。

- 高齢者人口や認知症高齢者の増加により、業務量が増大しているにも関わらず、専門職の確保が困難な状況である。
- 指定介護予防支援の介護報酬が安価であることを理由に居宅介護支援事業者が受託に積極的ではなく、委託先の事業所を確保することが困難である。
- 本市では、居宅介護支援事業所への再委託の場合、報酬の95%が居宅、5%が地域包括支援センターの取り分である。そのため、センターから居宅への委託にかかる事業所の選定・確保、会議への参加や給付管理等の事務負担があることから、一部委託といってもセンターの負担が大きいものの、委託連携加算の導入による享受がない。
- 包括的支援事業の実施においても、高齢者虐待対応や権利擁護支援によってセンター職員の負担が増大し疲弊している。
- 本市においても地域包括支援センターが抱えるケース数は近年増加しており、業務量を圧迫している。委託する場合についても、地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者）の委託に関する事務負担があることから業務量を圧迫している状況がある。さらに、介護報酬の範囲内で委託料を支払うため収入が低いことなどから、地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者）から見れば、受託先の指定居宅介護支援事業者が見つからない状況が起きている。
- 令和3年度の介護報酬改定により、指定居宅介護支援事業所への委託が進むよう「委託連携加算」が新設されたが、利用者1人一回限りの加算であることで、受託者委託者双方に事務負担が増し、委託が進むような状況には至っていない。
- 地域包括支援センターからの委託料が少ないことから、委託を受け付けない居宅介護支援事業所が少なくない。
- 居宅介護支援事業所では、ケアプランの逡減制があることから、介護予防ケアプランを受託すると逡減制の対象件数に組み込まれることから、受託に消極的な居宅介護支援事業所が多い。
- 介護予防ケアプランは、居宅ケアプランと同程度の業務量であるにも関わらず、その基本報酬が非常に低いことから、居宅介護支援事業所に支払う委託料も少なく、居宅介護支援事業所としても、積極的に受託するような状況にはない。
- 本市においても地域包括支援センターにおける介護予防支援業務（地域支援事業及び介護給付）がセンター業務の負担となっている実情がある。制度上、介護予防支援業務については居宅介護支援事業所へ委託可能であるが、介護予防支援は居宅介護支援に比べ介護報酬単価が低いこともあり、センターの業務負担を軽減する件数まで受託頂けていない。

各府省からの第1次回答

地域包括支援センターは、包括的支援事業（高齢者等からの相談に幅広く対応する総合相談支援業務、高齢者虐待等への対応を行う権利擁護業務、介護支援専門員への支援や指導を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）と要支援者等に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントとを総合的に行うことにより、地域の関係者とのネットワークのもと地域の高齢者等の生活を包括的に支援する機関である。こうした取組を通じて、市町村と一体となって、地域課題の把握やその対応策の検討等を行うことが期待されている。

要支援者等の軽度者に対するケアマネジメントについては、要支援者に対する介護予防支援と要支援となる前段階の者を含めた高齢者への介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターが一体的に行い、介護予防給付のサービスや市町村が実施する地域支援事業につなげ、地域とのつながりを維持しながら、要支援者等の有する能力に応じた柔軟な支援をするほか、地域課題の把握等を行うことが重要である。このため、要支援者等に対する適切なケアマネジメントを実現する観点等から、地域包括支援センターが引き続き当該業務を行うべきであり、業務委託を推進するための環境整備が重要との意見を踏まえ、令和3年度介護報酬改定において、委託連携加算の創設を行ったところ。

地域包括支援センターの業務量等については調査研究等で把握しているところであり、民間法人たる居宅介護支援事業所が介護予防支援事業の指定を直接受けられるようにすることについては、センターの業務負担軽減と機能強化や介護予防を効果的に実施する観点から、その他の業務のあり方を含め、引き続き社会保障審議会介護保険部会等の意見を踏まえて検討していく。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

79

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険制度における、中山間地域に係る訪問介護サービスの算定基準において、移動時間が適正に取り扱われるような介護報酬単価の見直し等

提案団体

山都町

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

中山間地域において訪問介護に係る移動時間が適正に取り扱われるよう、介護報酬における移動時間の取扱いの明確化、報酬の算定方法など既存の介護報酬単価の見直し等を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

事業主は「移動時間や待機時間も含め、労働時間に対して適正に賃金を支払う必要がある。」ことが求められているものの、訪問介護の介護報酬は、「サービスに要する平均的な費用(労働時間に対して支払われる賃金等の人件費も含まれる)の額を勘案して包括的に単位設定している。」とされており、必ずしも移動時間の取扱いが明確になっていない。

【支障事例】

当町のような中山間地域においては利用者宅が点在し、事業所から利用者宅間が遠距離になる場合が多く、実際のサービス提供時間より移動時間の方が長いといったケースがある。当町の地域では、特別地域加算や中山間地域等における小規模事業所加算が該当しない地域があり、全ての事業所が加算を算定できているわけではない。

【制度改正の必要性】

都市部のように車を使わず、利用者宅をはしごできるような環境であれば、利用者を多く獲得し報酬を得ることも可能だが、当町のような中山間地域では、利用者宅までの移動時間や待機時間の方が嵩むといった現状であるため、事業所がやむなく、サービス提供を断るといったケースが生じている。このため、中山間地域における訪問介護サービスの持続可能性が危ぶまれていることから、馴染みの環境で適正な介護サービスが受けられるよう地域包括ケアシステムの推進の観点からも、制度の見直しを求めるものである。

【支障の解決策】

中山間地域の在宅介護を支える事業所にとって、訪問介護に係る移動時間が報酬の中で適正に取り扱われるよう介護報酬単価等を見直すことで、中山間地域における訪問介護サービスの実情に沿った対応が可能となり、当該サービスの安定性の確保に資すると考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住み慣れた我が家で、最期まで暮らすために必要な在宅サービスが切れ目なく提供できる。住む地域によるサービス格差を是正する。

根拠法令等

介護保険法第41条第1項及び第4項、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて(令和3年1月15日付け厚生労働省労働基準局監督課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

別海町、千葉県、柏崎市、長野県、浜松市、京都府、高知県

○中山間地域に介護サービス事業所が少なく、市の中心部から訪問サービスを提供しなければならないため、効率的な介護保険事業運営が困難である。移動時間を理由にサービス提供を断るケースもある。
○当市においても、中山間地域において利用者宅が点在し、事業所から利用者宅間が遠距離になるケースがある。そのため、移動距離が長く時間がかかり事業所への負担が大きい。

各府省からの第1次回答

訪問介護労働者に係る移動時間及び待機時間の取扱いを始めとする法定労働条件の遵守については、労働基準監督機関において、関係事業者に対する説明会の実施等により、その周知徹底を図ってきたところである。また、令和2年3月30日には、地方自治体の介護保険担当部門に対して事務連絡を発出し、訪問介護における移動時間は、原則として労働時間に該当する旨の周知を図ったところである。
この点、介護報酬については、サービスに要する平均的な費用(労働時間に対して支払われる賃金等の人件費も含まれる)の額を勘案して設定することとされており、訪問介護における移動時間は、原則として当該労働時間に該当することとなっている。
加えて、中山間地域など人員・設備等の基準を満たすことが難しい地域においては、当該基準を緩和した基準該当サービス等の提供が可能であるほか、出張所を設けるなど移動効率を高めるための配置の工夫もなされるところである。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

19

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費申請の簡略化

提案団体

宮城県後期高齢者医療広域連合、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、柴田町、丸森町、亶理町、山元町、松島町、利府町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町、豊川市、豊田市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

高齢者の医療の確保に関する法律における高額介護合算療養費申請について、同法の高額療養費及び高額療養費(外来年間合算)と同様に、初回申請後、次回以降は申請を省略し、継続支給を可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

高齢者の医療の確保に関する法律における高額介護合算療養費は、医療保険と介護保険の年間の自己負担額を合算し、基準額を超えた額を給付する制度であり、「計算期間の始期及び終期等を記載した申請書を提出しなければならない」(同法施行規則第71条の9)と規定されている。なお、申請にあたっては、当広域連合において事前に医療保険と介護保険の自己負担額をもとに支給見込額を仮算定し、当広域連合から申請勧奨を行っている。

【支障事例】

毎年申請書を提出する必要があり、申請対象者が高齢者かつ介護を必要とする者であるため、毎年の手続きに労力を要する。また、手続きを失念すると、本来受けられる給付が受けられなくなる可能性がある(令和3年度申請勧奨数の約16%が未申請)。年々申請対象者が増加し、広域連合及び受付を担当する市区町村において、事務に膨大な労力を要している。申請勧奨件数は、制度開始時の平成20年度8,847件から、令和4年度19,825件と2倍以上に増加していることに加え、団塊の世代が後期高齢者になることにより、申請対象者の増加が見込まれる。

【支障の解決策】

高齢者の医療の確保に関する法律における高額療養費及び高額療養費(外来年間合算)と同様に、初回申請後、次回以降は申請を省略し、継続支給を可能とする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【対象者の利便性向上、確実な給付】

支障事例が解消される。また、継続支給対象者については、従来よりも1~2か月程度の早期給付が可能となる。

【行政の効率化】

申請受付にかかる事務量が削減する。高額療養費同様に、対象者死亡後に相続人口座を登録することにより継続支給可能とすれば、申請勧奨が最大で7割減の見込み。

なお、令和4年度申請勧奨19,825件のうち、死亡者全員が相続人口座を登録すると仮定した場合は、申請勧奨5,313件(73.2%減)となる。死亡者全員を申請勧奨対象とする場合は9,149件(53.8%減)となる。

【経費削減】

郵送料・業務委託料の削減、広域連合及び市区町村職員の超過勤務の削減が可能。

【懸念事項】

介護保険法、同施行令、同施行規則に同様の規定があるため、必要に応じて改正が必要。継続支給によって介護保険側での業務に変更は発生せず、支障は生じない見込み(医療保険側で受付を行い、申請・支給データ(口座情報含む)を介護保険側へ渡して支給する、現行の仕組みどおり)であるが、都道府県によっては処理方法が異なる可能性があるため、処理方法の調査が必要。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律第 85 条、同施行令第 16 条の2～3、同施行規則第 71 条の9・10、介護保険法、同施行令、同施行規則
 なお、高齢者の医療の確保に関する法律等には継続支給を可とする規定はないが、厚生労働省の事務連絡で高額療養費等の継続支給を可としている。

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

多賀城市、つくば市、ひたちなか市、伊勢崎市、所沢市、千葉市、江東区、神奈川県、相模原市、平塚市、海老名市、新発田市、山梨県、飯田市、岐阜市、大垣市、浜松市、三島市、磐田市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、京都市、寝屋川市、兵庫県、加古川市、広島市、萩市、松山市、長崎市、大村市、熊本市

○毎年支給勧奨通知を送付するが、作成、申請受付にかなりの労力を要する。申請対象者についても、高齢かつ介護を要する者であり、申請を代行する者がいるとは限らない。申請を行わなければ、給付を受けられなくなる可能性がある。こうした事例を減らすため、初回申請後、次回以降は申請を省略し、継続支給を可能とすることが望ましい。また、市区町村の事務量も軽減される。

○対象者が高齢ということもあり、継続支給対象者には、毎年の申請が負担となっている。事務負担としては、申請書作成、発送、受付、入力事務が削減でき、行政の効率化を図ることができる。

○新型コロナウイルス感染防止のため、申請書や記入例、返信用封筒等を同封し、郵送申請の案内をしているが、申請者(記入者)は高齢の配偶者や子が多いためか、記入漏れや添付書類の不備があり対応に苦慮している。また、申請書等の発送準備や申請内容のチェックなどの事務処理を時間外勤務で対応しており、継続支給による事務処理件数の減少は時間外勤務の削減に繋がる。

当該業務に係る給付については、直接申請者に給付となるものの他、市が行う福祉医療費給付制度へ当該制度からの給付を充当するものもあり、申請に当たり申請者に多くの負担を強いているにもかかわらず、申請者に金銭的給付が直接的に生じない事例も相当数存在する。今後、団塊世代の後期高齢者医療への移行に伴い、当該事務に係るコストは更に増していくことが予想される。

○当市においても、高額介護合算療養費支給申請事務における窓口への来客及び申請書のシステムの入力等の職員の事務作業が大きな負担となっている。

また、当市では申請対象者に個別に申請書及び返信用封筒等を送付しており、事務費についても大きな負担となっている。

○当市においても2,000件以上の申請書にかかる処理を行っており、事務量が負担となっている。

○毎年申請書を提出する必要があるため、申請対象者が高齢者かつ介護を必要とする者であるため、毎年の手続きに労力を要する。

○当県広域でも事務に膨大な労力(特に4、5月)を要しており、左の提案の実現により被保険者の手間がかからなくなるほか、市町職員及び広域職員の事務が削減される。

○申請勧奨件数の増加に加え、高齢者のみの世帯も増加傾向にあるため、申請書の記入方法、過去の申請の有無に関する問合せが多く、市町村や広域連合では窓口・電話対応の負担が大きくなっている。また、時効となったケースでは説明に時間がかかり、対応に苦慮している。高額療養費等と同様に2回目以降を継続支給とすることで、被保険者の手続きの簡略化と申請漏れの防止、市町村及び広域連合の事務の軽減につながると考える。

○当市においても、発送・受付・入力に関する事務に膨大な労力を要している(令和4年:約9,300件、令和3年:約8,700件)。

○支障事例としては、対象者への負担が大きいことが第一に挙げられる。更に、手続きを失念している方に対しては再勧奨に関連した事務負担の増加が発生する。また、申請後の審査にも多くの時間が必要なため、苦情を受けることがある。継続支給には支給期間の短縮と受付業務の軽減という相乗効果が期待できる。

各府省からの第1次回答

高額療養費や高額介護合算療養費については、法令上、支給が発生するごとに申請することが原則である。一方で、高額療養費については、最大で1年に12回支給が発生するものであり、その都度高齢者に申請を求めることは負担が大きいことから、2回目以降の申請は省略可能としている。

この点、高額介護合算療養費の支給については、年度に1回発生するものであり、原則どおり毎年度申請を求めているものであるが、情報連携による申請窓口のワンストップ化などで被保険者の負担軽減に努めているところである。

お尋ねの提案については、後期高齢者医療及び介護保険に係るシステムの改修等が必要であり、医療保険・介護保険という異なる制度に係るものであることにも留意した上で、具体的な事務も含め、地方自治体の意見を踏まえつつ、検討してまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

192

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費における支給申請手続きの簡素化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費の支給申請手続きの簡素化(自動償還)を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

高額介護合算療養費及び高額医療合算介護サービス費の申請については、該当する世帯の世帯主(該当者)に対し申請の勧奨通知を送付し、申請書を受付けている。これに対し、医療保険の高額療養費、介護保険の高額介護サービス費においては、初回のみ申請を受付け、以降該当があれば自動的に登録口座に支給されている(自動償還)。

【支障事例】

高額介護合算療養費等の該当者のうち多くが、加入健康保険・介護保険に異動がなく例年対象となっているため、毎年同内容の申請書を記載し、窓口へ持参したり、郵送する手間が生じている。
また、受付窓口となる市区町村においても、一定期間に大量の申請書を処理する必要があり、窓口混雑や職員の事務負担に繋がっている(当市における令和3年度中の勧奨件数は後期高齢・介護保険で約 41,000 件、国保・介護保険で約 1,900 件)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民は、これまで毎年同内容の申請書の記載・提出が必要であったが、一度申請するだけで以後自動で給付を受けられるようになるため負担が軽減される。

市区町村は、申請書の作成・発送に係る費用を削減でき、窓口混雑の緩和等、職員の事務負担軽減も期待できる。

根拠法令等

国民健康保険法施行規則第 27 条の 26、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 71 条の 9、介護保険法施行規則第 83 条の 4 の 4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、岩見沢市、須賀川市、ひたちなか市、伊勢崎市、千葉市、神奈川県、新発田市、飯田市、大垣市、浜松市、三島市、磐田市、豊橋市、半田市、京都市、亀岡市、城陽市、大阪市、兵庫県、萩市、長崎市、大村市

○毎年支給勧奨通知を送付するが、作成、申請受付にかなりの労力を要する。申請対象者についても、高齢か

つ介護を要する者であり、申請を代行する者がいるとは限らない。

○申請対象者が高齢ということもあり、継続支給対象者には、毎年の申請が負担となっている。

○高額介護合算療養費の該当者の多くが例年該当となっており、毎年同じ内容の申請書の記載し、窓口へ提出する等の市民の方の負担が生じている。また、申請に関する問い合わせや案内等、職員の事務負担も発生している。

○新型コロナウイルス感染防止のため、申請書や記入例、返信用封筒等を同封し、郵送申請の案内をしているが、申請者(記入者)は高齢の配偶者や子が多いためか、記入漏れや添付書類の不備があり対応に苦慮している。加えて、申請書を送付すると、記入方法について電話等で問い合わせが多数あり、申請書の受理後も記載内容の確認が事務負担になっている。また、申請書等の発送準備や申請内容のチェックなどの事務処理を時間外勤務で対応しており、継続支給による事務処理件数の減少は時間外勤務の削減に繋がる。

○当市においても令和3年度中の勧奨件数は後期高齢・介護保険で約 1,000 件であり、一定期間に大量の申請書を処理する必要があり、窓口混雑や職員の事務負担に繋がっている。

○当該業務に係る給付については、直接申請者に給付となるものの他、市が行う福祉医療費給付制度へ当該制度からの給付を充当するものもあり、申請に当たり申請者に多くの負担を強いているにもかかわらず、申請者に金銭的給付が直接的に生じない事例も相当数存在する。

○毎年申請書を提出する必要があり、申請対象者が高齢者かつ介護を必要とする者であるため、毎年の手続きに労力を要する。また、手続きを失念すると、本来受けられる給付が受けられなくなる可能性がある。年々申請対象者が増加し、事務に膨大な労力を要している。

○毎年申請書を提出する必要があり、申請対象者が高齢者かつ介護を必要とする者であるため、毎年の手続きに労力を要する。

○当市の後期高齢者医療においても、発送・受付・入力に関する事務に膨大な労力を要している(令和4年:約 9,300 件、令和3年:約 8,700 件)。

○例年、多数の勧奨を行っており、申請書の処理等に時間を要している。

(参考:直近の勧奨件数)

令和2年度:614 件

令和元年度:526 件

平成 30 年度:462 件

【後期高齢】

後期高齢・介護保険に係る勧奨通知は毎年3月に当県後期高齢者医療広域連合から発送(約 18,000 件)され、該当者は申請書に口座情報・申請者氏名等を記入し提出する必要がある。事務の効率化及び職員の負担軽減のため令和3年3月勧奨発送分から郵送受付事務を各区役所窓口から行政事務センター(委託事業者)へ変更したが、申請者が高齢であることもあり、申請書の不備が受付件数のうち約2割と非常に多く、不備の解消のために申請者に負担がかかっている状況。

○当市においても支障事例に掲げるような事務取扱を行っているため、市民から「毎年同じ申請をさせるな」など苦情が寄せられている。

各府省からの第1次回答

高額療養費や高額介護合算療養費については、法令上、支給が発生するごとに申請することが原則である。一方で、高額療養費については、最大で1年に12回支給が発生するものであり、その都度高齢者に申請を求めるとは負担が大きいことから、2回目以降の申請は省略可能としている。

この点、高額介護合算療養費の支給については、年度に1回発生するものであり、原則どおり毎年度申請を求めているものであるが、情報連携による申請窓口のワンストップ化などで被保険者の負担軽減に努めているところである。

お尋ねの提案については、国民健康保険及び介護保険に係るシステムの改修等が必要であり、医療保険・介護保険という異なる制度に係るものであることにも留意した上で、具体的な事務も含め、地方自治体の意見を踏まえつつ、検討してまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

81

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

公簿等により生活保護の開始を確認した際の国民健康保険の資格喪失に係る本人届出の省略を可能とすること

提案団体

砥部町、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、松前町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険法施行規則第13条第2項を改正し、生活保護の開始等を公簿等により確認できる場合については、世帯主による被保険者の資格の喪失届出を省略することができるようにする。

具体的な支障事例

生活保護受給を開始した受給者の国民健康保険の資格喪失について、現在は、受給者が属する世帯の世帯主が、住所を有する市町村に届出することとなっているが、世帯主が手続きを忘れていた事例がある。届出を失念したままの場合、国民健康保険の有資格者のままとするため、国民健康保険税について引き続き課税されたままとする。また、有効期限のある保険証を持っているため、間違えて医療機関を利用した際、療養費等の関連で手続きが発生し、事務負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

届出の省略を可能とすることにより、届出に係る住民の負担を軽減し、市町村においても、国民健康保険の資格管理及び国民健康保険料の課税事務の適正化・効率化を図ることができる。

根拠法令等

国民健康保険法第6条第9号、第8条第2項、国民健康保険法施行規則第13条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

伊勢崎市、練馬区、三島市、豊橋市、京都市、兵庫県、広島市

—

各府省からの第1次回答

国民健康保険においては、資格管理の適正化や保険料(税)収納の円滑な処理を行う観点から、「国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて」(平成4年3月31日保発第40号厚生省保険局国民健康保険課長通知)において、転居等により現住所に不現住の者については、現地調査を経て被保険者が転出・転居していること等の一定の要件を満たす場合には、職権による資格喪失を認めているところである。

このため、国民健康保険担当窓口において、生活保護の受給を開始した者の資格喪失の届出に係る事項を確認できる場合には、職権による資格喪失も可能と考えられるため、提案の実現に向け、市町村の実態を把握しつつ、必要な対応を検討してまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

204

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと

提案団体

利府町、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、角田市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、女川町、大府市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条の規定を撤廃することにより、他の受給資格者と同様に、公務員の児童手当についても居住地の市町村長から支給することを求める。

具体的な支障事例

児童手当の支給事務は原則市町村が行っているが、児童手当法第17条の規定により、国家公務員は所属する各省各庁の長、地方公務員は所属する地方公共団体の長が支給事務を行うこととなっており、受給資格者が「公務員⇒非公務員」や「非公務員⇒公務員」へ変更になると併せて申請先も変更になるといった、利用者にとって理解しにくい制度となっている。

また、児童手当法第4条第3項の規定により児童を監護する者のうち所得の多い者が受給資格者となるため、例えば、夫婦において、一方は公務員、もう一方は個人事業主等の年によって所得の変動が大きい者である場合においては、後者の所得の変動によって、毎年のように申請先の変更を伴う受給者の変更を行わなければならない事例もある。

受給者の変更が発生した場合、変更の事由の発生月に申請を行わなければ翌月の支給が行われずなど、申請漏れにより、不支給期間が生じる支障が発生している。

併せて、恒常的な業務ではないものの、令和2年度からは児童手当の仕組みを活用した給付金の支給が複数回行われているが、当該給付金は、児童手当と異なり公務員も含めて居住地の市町村から支給したため、公務員分の情報把握等に時間や労力がかかり、結果として給付が遅れる等の支障が生じた。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請先が異なることによる申請漏れがなくなり、児童手当の不支給期間の発生が抑制され、住民サービスが向上する。

今後、児童手当の仕組みを活用した国の政策等による事務が発生した場合も、住民は迅速にサービスを受けられ、市町村はスムーズに事務を行うことが可能になる。

根拠法令等

児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、ひたちなか市、前橋市、富津市、新宿区、相模原市、長野県、愛知県、半田市、小牧市、伊勢市、滋賀

県、京都市、防府市、山陽小野田市、高松市、福岡県、佐世保市、熊本市、別府市

○当市でも同様の事例が発生しており、全国の自治体に共通して生じる支障であることを考えると、当該提案による改善が望まれる。

○公務員分の児童手当も市町村が支給事務を行うことにより、申請先が統一され、支給漏れが減少することが期待される。また、児童手当の仕組みを活用した給付金の支給については、公務員も含めて居住地の市町村から支給するため、特に単身赴任の方で児童が別住所にある者など、申請が必要となる公務員分の情報把握に時間と労力がかかった。このため、公務員分も市町村が支給事務を行うこととなれば、今後児童手当の仕組みを利用した国の施策等による事務が発生した場合は、市町村はスムーズに事務が行うことができる。

○児童手当システムをもとにした給付金を令和2年度から複数回行っているが、公務員も対象になっているにも関わらずデータの収集に時間を要し、通知の送付や、申請漏れにつながった。

○当市においても、「公務員⇒非公務員」になった際に、市での受給資格消滅手続きがなされていないことから、手当の過払いとなり、返還を求めた事案がある。公務員となったことは、公簿上では確認できず、令和4年度から現況届の提出も原則不要となっていることを勘案しても、今後同様の事案が発生する可能性も高いと思われることから制度改正が必要であると考え。

○過去に当市では、公務員採用による過誤払や、窓口での誤った申請先の案内による未請求案件が発生しており、対応に苦慮しているため、他の受給資格者と同様に、公務員の児童手当についても居住地の市町村長から支給することが望ましいと考える。

なお、国から3月に配付された資料(担当者ベースの一案)によると、公務員の児童手当を市町村から支給することについての改正は令和6年3月施行で検討されている。

○過去に当市においても、公務員になった際に受給事由消滅届を提出し忘れ、居住地と職場からの二重支給となる事例や公務員を退職した際に居住地に申請する必要があることを知らず、未支給の月が数ヶ月発生するという事例などがあつた。

連絡票を作成することや周知に力を入れる等の対応によって多少の改善は見込まれるが、確実に防ぐことはできず、受給者にとって不都合が生じている。

今後、官民の人材交流を進める上でもデメリットの一つになることが想定される。

また、国、県、市の財源負担については、別途精算することも可能と思われる。

以上のことから、他の受給資格者と同様に、公務員の児童手当についても居住地の市町村長から支給することが妥当と考える。

○法改正等により、令和4年6月1日から原則として現況届は廃止となったが、公務員分については、公簿等(住民基本台帳及び課税台帳等)による確認が困難であるため、引き続き現況届の提出を受給者に対して求めることとなり、受給者及び人事給与担当部門において、大きな事務負担となっている。

○新規認定及び現況届の際に、所得の状況を確認するため、受給者から課税(非課税)証明書の提出を求めるが、提出を受けた証明書は、その時点のものであるため、例えばその後、受給者個人で確定申告を行い、前年所得の増減に影響があつた場合、当然に手当区分の変更(児童手当から特例給付へ又は、特例給付から児童手当へ)が生じることもありうる。

しかし、人事給与担当部門において、受給者個人の確定申告の状況は、把握していないため、手当区分の変更については、「税務署による税是正の調査」及び「住民税額改定通知」などから、再度受給者から課税(非課税)証明書の提出を受け、所得の状況を確認する必要があるため、確認する手段にも限界があり、また確認に伴う事務負担の増大に繋がっている。

○現況届の結果、収入逆転により受給者変更(公務員分から市区町村分へ又は市区町村分から公務員分へ)が必要となった場合、受給者に対してその旨を通知し法定手続きを案内するが、受給者が手続きを失念又は理解していないことなどから、法定請求期限(事実発生日から15日以内)が過ぎた結果、受給者の非ではあるが児童手当又は特例給付が受給できない空白の期間が発生してしまう場合がある。

○①公務員分は現況届時の書類提出を省略することが難しい。支払が市町村に変更されれば受給者の管理もしやすくなり、受給者にとっても負担(住民票・所得証明書の取得、金銭的)が減り合理的である。

②辞職出向等で他県へ異動となる者も多く、そのたびに消滅・認定手続きを行うが、部署を経由して書類を処理するため、手続きに時間を要する。住所変更の手続きの際に市町村窓口で児童手当の手続きも一緒に行えば、短時間で処理され漏れが無くなる。

③公務員分は他の所属庁や市町村とのやり取りをする際、判断に温度差があることもあり事務が煩雑になりやすい。市町村に変更されればそれらが解消される。

④退職すれば市町村へ申請しなければならないが、住所地を管轄する市町村から支給されていればその必要が無い。

○「公務員から非公務員」、「非公務員から公務員」に受給先が変更になった場合に、児童手当の申請(認定請求または消滅)を失念している事例が多数見られ、返還を求めることや、児童手当を数ヶ月分受給できなくなるケースが多数みられるため利用者に不利益が生じている。また、当市においてはシステム上公務員分の現況届の廃止が困難であり、利用者の負担軽減につながっておらず、現況届廃止の趣旨にそぐわない状態となっている。

各府省からの第1次回答

児童手当及び特例給付(以下、児童手当等という。)については、住所地の市町村長が認定・支給等の事務を行っている。

公務員に対して支給する児童手当等については、一般事業主における事業主負担相当分及び国庫負担又は地方負担相当分を合わせて所属庁の長が負担しており、他の一般事業主の場合のような拠出金の徴収事務を不要とするとともに給付事務を一元的に行うこととしている。

公務員の児童手当等の認定・支給等の事務について、住所地の市町村長が行うようにすることについては、公務員の児童手当等に係る費用負担の変更や市町村における業務増など実務面の対応等の論点に留意し、慎重な検討を要するものと考えている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、文部科学省、厚生労働省 第1次回答

管理番号

193

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を廃止すること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

政令指定都市の長が行う認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

政令指定都市の長が行う認定こども園の認可や認定にあたっては、都道府県知事との事前協議を必須としている。しかしながら、認可・認定については、法令により審査基準が定められており、実態として、事前協議に際して都道府県知事が異議を申し立てることはないことから、形式化した手続きとなっている。

なお、認定こども園の認可や認定をした後に、政令指定都市の長から都道府県知事あてに情報提供をすることが法定されていることから、都道府県知事としては認定こども園が認可や認定されたことの実態の把握が可能であると考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

不要な事務が削減され、行政の効率化が図られる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第7項、第17条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、宮城県、千葉県、千葉市、川崎市、滋賀県、島根県、広島市

○当市においても、事前協議に際して都道府県知事の異議申し立てを受けた事例がないことから、形式化した手続きだと感じており、制度改正が必要だと考えている。

各府省からの第1次回答

指定都市及び中核市の長が認定こども園を設置認可又は認定するに当たっては、広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としているものである。本提案に対しては、指定都市市長会のほか、中核市や事前協議先である都道府県側の意見も踏まえ対応を丁寧に検討する必要があると考える。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、文部科学省、厚生労働省 第1次回答

管理番号

231

提案区分

A 権限移譲

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育関係施設・事業の変更届出事項を当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすること

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園、保育所、地域型保育事業等において、施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすることを求める。
なお、上記の対応が難しい場合は、保育関係施設に係る各法令において規定されている届出事項を法令改正により統一することを求める。

具体的な支障事例

認定こども園、保育所、地域型保育事業(小規模保育事業・事業所内保育事業等)、特定子ども・子育て支援施設等、認可外保育施設などに関し、施設・事業に変更が生じた場合に届け出ることとされている事項は、各施設・事業に係る法令においてそれぞれ規定されている。

保育関係施設は1つの施設で複数の事業を行っているケースが多く、施設・事業に変更が生じた場合には、当該施設・事業に係る法令ごとに規定された事項をそれぞれ届け出ることが必要であることから、事業者等においては当該施設・事業ごとに法令を確認する必要が生じるなど負担が大きく、加えて、届出漏れや誤り等が生じており、地方公共団体における事務負担も大きなものとなっている。また、届出事項において、地方自治体が把握する必要性の乏しい事項があり、事業者及び地方公共団体にとって負担となっている。

以下に変更届の具体例を示す。

幼保連携型認定こども園変更届(認定こども園法)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園変更届(認定こども園法)

児童福祉施設変更届(児童福祉法)

家庭的保育事業等変更届(児童福祉法)

一時預かり事業変更届(児童福祉法)

病児保育事業変更届(児童福祉法)

認可外保育施設変更届(児童福祉法)

特定教育・保育施設変更届(子ども・子育て支援法)

特定地域型保育事業者変更届(子ども・子育て支援法)

特定子ども・子育て支援施設等変更届(子ども・子育て支援法)

業務管理体制変更届(子ども・子育て支援法)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

変更届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができることとなり、各施設・事業の変更届出事項を統一するなどの対応が可能となる。

これにより、事業者等における変更届出事項への認識が高まり、事業者や地方自治体の事務負担の軽減が図

られる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則、児童福祉法、児童福祉法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、川崎市、相模原市、滋賀県、徳島県、高知県、熊本市

- 各届出の必要事項を統一することについては特に問題点はない。
- 当市においても、1つの施設が、複数の施設又は事業としての位置づけがなされているため、法令により変更事由によって変更手続が必要また不要であったり、手続きの必要性も統一されていない。また、一つの変更事由で複数の法令にもとづく変更届を提出しなければならないが、様式も統一されていないことから、事業者の書類作成及び自治体職員による確認に時間を要し、大きな負担になっている。届出事項の統一及びシステム等の活用による手続きの一本化が必要であると考えます。
- 施設類型によって、届出を要する内容が異なる場合があり、それが事業者や地方自治体の負担増の一因になっていると思料する。また、地方自治体が把握する必要性の乏しい届出事項もあると感じている。
- 法における届出事項を検討し、例えば全国統一の様式を規定するなど、事業者及び行政の負担軽減により効果がある方策を検討すべきと考えます。
- 変更届の種類が多岐にわたることから、統一されることが望ましいとは思いますが、条例等で定めるのではなく法により定める必要があると考えます。

各府省からの第1次回答

施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項については、施設・事業ごとにその特性に応じて届出を行うべき事項を定めているため、御提案の条例等で各自治体が任意で事項を定めることができるようにすることは困難である。また、施設・事業種別にかかわらず届出事項を統一することについては、各届出事項の必要性について自治体における実態等も踏まえて精査する必要があり、現時点では困難と考える。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

232

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園施設整備交付金を間接補助から直接補助に変更すること

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

認定こども園施設整備交付金について、都道府県を通じた間接補助ではなく、国から政令指定都市等への直接補助とすることを求める。

具体的な支障事例

認定こども園の幼稚園機能部分等に活用される「認定こども園施設整備交付金」については、都道府県を通じた市町村への間接補助であることから、都道府県の予算化が必要である。しかし、都道府県の予算スケジュールに合わせると、都道府県の予算化を待たなければならず、機動的な施設整備事業の執行ができない。また、都道府県の補助金交付要綱にも縛られることから、国の補助金交付要綱よりも上乗せされた変更交付申請等の事務が負担となっている。

一方で、認定こども園の保育所機能部分等に活用される「保育所等整備交付金」については、既に国から市町村への直接補助の仕組みとなっており、都道府県の予算化や補助金交付要綱に縛られることなく事業の実施が可能となっている。そのため、認定こども園施設整備交付金においても、国から政令指定都市等への直接補助が可能であると考えられる。

なお、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、現在設立が検討されているこども家庭庁への移管が予定されている。この機会に、両交付金が国から政令指定都市等への直接補助となり、同じ取扱いになることを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国から政令指定都市等への直接補助とすることで、都道府県の予算スケジュールや補助金交付要綱に縛られることなく、効率的な事務の執行が可能となる。

また、将来的に財産処分の手続きを行う場合にも、都道府県を経由した手続きが不要となり、行政の効率化が図られる。

根拠法令等

認定こども園施設整備交付金交付要綱第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、岩手県、宮城県、八王子市、川崎市、相模原市、静岡県、豊田市、滋賀県、広島市、徳島県

○協議等の締切日について、国の締切前に都道府県の締切が設定されるため、事務作業期間が非常に短い。

交付金に関する質問について、都道府県を通して問い合わせをするため、回答に時間がかかる。

○特に「保育所等整備交付金」と「認定こども園施設整備交付金」が関連する幼保連携型認定こども園の施設整備において事務が非常に煩雑になっており、抜本的な改善を求めたい。

○認定こども園の施設整備費は、文部科学省が幼稚園機能部分を、厚生労働省が保育所機能部分をそれぞれ所管し、前者は認定こども園施設整備交付金で、後者は保育所等整備交付金で措置されており、両省に対して協議、申請等を行わなければならない、手続きが煩雑。こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもの誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔として、こども家庭庁が令和5年4月1日発足予定。主な事務として認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善が示されているが、現時点で事務の一元化はなされていない。

各府省からの第1次回答

本事業は認定こども園の設置促進を図るため、都道府県が主体となり、教育・保育の「質の向上」と「量の拡充」の両面から、地域の実情に応じた認定こども園の需要を踏まえ、域内における認定こども園の効率的かつ効果的な設置時期や規模等を勘案して実施するものである。

認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、令和5年4月1日発足予定のこども家庭庁への移管が予定されており、一本化に向けて検討中である。

一本化にあたっては両交付金の趣旨や目的に照らし、また、主体となっている都道府県や他の市町村の意見も踏まえ対応を検討することとしたい。